

介護資格の取得費用を助成します

田村市では、介護サービス事業所における職員の確保や、すでに就労している方の資質向上と職場定着を図るため、資格取得に係る費用を一部助成します。

受付開始は令和7年4月1日（火）からです。研修開始後の申請については助成の対象になりませんのでご注意ください。

助成対象となる研修・定員数

- ・ 介護職員初任者研修 5名
- ・ 介護福祉士実務者研修 10名

※令和8年2月27日までに受講修了する研修に限ります。

※定員に達した場合は募集を締め切らせていただきます。

助成対象者

市内に住所を有する方で、次の1～3のいずれかに該当する方

1. 一般求職者（ハローワークに求職登録している方）
2. 介護分野に就職を希望する高等学校等の生徒（2・3年生）、大学等の学生
3. 市内の介護サービス事業所に就業している介護職従事者

助成金額

研修に係る費用（受講料・教材費）

- ・ 介護職員初任者研修 上限 60,000円
- ・ 介護福祉士実務者研修 上限 100,000円



助成要件

1. 令和8年2月27日までに研修を修了し、修了報告する必要があります。
2. 一般求職者の方は、修了報告の際に介護サービス事業所が発行する就業又は内定を証する書類を添付する必要があります。
3. 学校の授業等で資格が取れる方は対象になりません。
4. ほかの団体などから資格取得に係る費用の全部または一部について、助成を受ける場合は対象になりません。

市HPから申請書等がダウンロードできます。

<http://www.city.tamura.lg.jp/>

トップページ＞ 分類で探す＞ 暮らしの情報＞ 健康・福祉・衛生＞
高齢者＞ お知らせ＞ **介護資格の取得費用を助成します**

【裏面で手続きの流れをご確認ください】

手続きの流れ

1. 研修開始前の手続き

次の書類等を持参し、手続きをしてください。

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②申立書兼同意書（様式第2号）
- ③研修内容や金額等が確認できるパンフレット等のコピー
- ④印鑑
- ⑤その他

- ・ハローワークカード等のコピー（一般求職者）
- ・学生証のコピー（高校生や大学生）
- ・就労を証明する書類（就業中の方）

※研修開始後の申請は対象になりませんので、必ず研修が始まる前に申請してください。研修のお申込みは事前にさせていただいて構いません。

2. 研修受講

市が書類等を審査のうえ、「交付決定通知書」を通知します。

研修を受講し、令和8年2月27日※までに修了してください。

※研修日程が令和8年2月27日までかかる場合は事前にご連絡ください。

3. 研修修了後の手続き

次の書類等を持参し、手続きをしてください。

- ①研修修了報告書（様式第5号）
- ②研修を修了したことが証明できる書類等のコピー
- ③受講料等の領収証のコピー
- ④印鑑
- ⑤振り込みを希望する口座の情報が確認できるもの（通帳等のコピー）
- ⑥一般求職者の方は、就労または内定※を証明する書類

※内定を証明する書類を提出した場合は令和8年4月1日までに就業し、4月末までに就労を証明する書類を提出してください。

4. 交付

市が書類等を審査のうえ、助成金をお支払いします。

【お問合せ・申請先】

田村市保健福祉部 高齢福祉課 （田村市役所本庁舎1階）

〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2 TEL82-1115

受付時間：平日（土日祝日を除く）の8：30～17：15